

「身を切る改革」による復興財源捻出法案

【大規模災害からの復興に関する法律の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

東日本大震災の復興の財源の捻出については、いわゆる「身を切る改革」が十分に行われないうちに、復興増税が行われている。

→ 大規模災害からの復興の財源の捻出については、まず可能な限り「身を切る改革」によるものとし、安易に復興増税を行わないものとする必要がある。

大規模災害からの復興のための国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費等の削減、国家公務員の人件費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらないものとする旨を法律に明記する。

国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用しても、なお不足

